

2024年度 学童保育所のしおり

吉井学童保育所	にこにこクラブ
千年学童保育所	ひまわりクラブ
江南学童保育所	きらきらルーム
大石学童保育所	ラビットクラブ



運営者



目次

1、放課後児童クラブについて	1
2、開所日・開所時間について	1
3、対象児童について	2
4、利用料金について	3
5、利用契約期間について	7
6、登所・帰宅について	7
7、利用承認の取り消しについて	8
8、配慮を要する児童への対応について	8
9、家庭との連絡	9
10、持ち物について	9
11、災害発生時や学級・学年閉鎖の対応について	10
12、その他	11
13、放課後児童クラブ一覧	11
14、問い合わせ先	11
・エフコープの保育理念	12
・学童保育の一日の流れ	14

1 放課後児童クラブ（学童保育所）について

（1）放課後児童クラブ（学童保育所）とは

労働、疾病、介護等の理由で、放課後や長期休暇などに保護者が家庭にいない児童に放課後の一定時間、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

児童が安心して過ごせる生活の場として、放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は各小学校の敷地内や近隣の公共施設等に設置されています。

（2）支援の内容

児童クラブの支援員が、みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣の支援や外遊びやゲームなどの安全支援等を行うことで、集団生活や遊びという多様な経験を通じて、児童の自主性・社会性・創造性の向上を図ることを目的としています。

なお、児童クラブは、学校や学習塾ではありませんので、放課後生活の習慣づけとして宿題の時間は設けませんが、宿題・勉強の学習指導は行いません。また、**保護者の勤務がお休みで家庭保育が可能な日は、家庭での保育をお願いします。**

2 開所日・開所時間について

（1）開所日・開所時間

平日	放課後 ～ 18時30分
土曜日・学校振替日	7時30分 ～ 18時30分
長期休暇	7時30分 ～ 18時30分

※延長保育はありません。

※開所時間は守ってください。学校休業日は、朝は7時30分からしか児童クラブへの入室はできません。

（2）閉所日

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 年末年始（12月29日～1月3日）
- インフルエンザ等感染症や災害などにより休校または学級閉鎖になった場合は、学校に準じ閉所します。
- お盆時期など利用状況によって合同保育の実施や閉所とする場合があります。その際は事前にお知らせします。

3 対象児童について

(1) 対象児童

うきは市が設置する小学校に就学している小学生

(2) 要件

児童の保護者がいずれも次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合。

条件		必要書類			
		勤務証明書	保育不可証明兼申立書	入所理由申立書	その他
①就労	常時、仕事をしている	●			
②疾病・障がい	保護者に病気や心身の障がいがある		●		・身体障害者手帳 ・療育手帳 (いずれも写し)
③介護・看護	同居の親族を常時、自宅で介護・看護している		●		
④災害復旧	火災や風水害、地震などの復旧にあたっている			●	・罹災証明書など
⑤就学	学校（職業訓練校など）に就学している		●		・就学証明書
⑥産前・産後休業	産前・産後休業および育児休業を取得される方	●			※産前産後休暇・育児休業届
⑦その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合			●	※うきは市保育所係に要相談

※児童の父・母および同居の祖父母分が必要になります。

※年度の途中でも上記の要件を満たさなくなった場合は、ご利用を中止いただく場合があります。（例：仕事を辞めた場合、出産後育児休業を取り、年度内には復職しない場合等）

※上記に該当していても、入所希望者が定員を上回る場合は入所できない場合がありますので、ご了承ください。

4 利用料金について

(1) 保育料およびおやつ代

利用形態	保育料	おやつ代	合計
通年利用	3,500 円／月額	1,500 円／月額	5,000 円／月額
長期休暇時のみ利用	17,000 円／年額	3,000 円／年額	20,000 円／年額

- 利用契約している児童は、仮に1日も登所しない月でも規定通りの利用料が必要です。
また通年利用の児童で、月の途中で入退所した場合も規定通りの利用料が必要です。
- 長期休暇時のみ利用の児童で、年度の途中で利用の開始や利用形態の変更があった場合には、長期利用変更後の対象期間分の保育料とおやつ代を日割請求いたします。
年度の途中で退所する場合につきましては、保育料・おやつ代の返金はありません。
- 月の途中で保護者の産前・産後休業および育児休業による休所、また育児休業明けの利用再開については日割請求いたします。

※兄弟割引はありません。

※生活保護世帯、市町村民税の非課税世帯については、うきは市の保育料減免制度があります。詳しくはうきは市福祉事務所保育所係（0943-75-4961）までお問い合わせください。

※長期休暇時のみ利用の場合は、春休み・夏休み・冬休みのみの利用で、土曜日や学校振替日も含め、長期休暇以外の期間は利用できません。

(2) 開所時間外の費用負担

延長保育はありません。お迎えが開所時間を過ぎた場合は、開所時間外利用の違約金として以下の金額を通常の保育料に加算します。

時間外利用違約金	2,000 円／30 分
----------	--------------

※1世帯につき上記の違約金が発生します。

※違約金の徴収について兄弟児の場合は、下のお子さんの保育料に加算して徴収いたします。

(3) その他の実費負担

口座振替手数料	1,000 円／年額
スポーツ安全保険控除（賠償含む）	800 円／年額
その他、個人で直接消費するもの	実費
児童の過失による施設・備品の破損、急なケガや病気による治療費・交通費等	実費

※保護者会費が別途必要です。（保護者会ごとに金額は異なります。）

※「口座振替手数料」「スポーツ安全保険控除」については毎年度、初回の保育料と合算してお支払いいただきます。

(4) スポーツ安全保険について

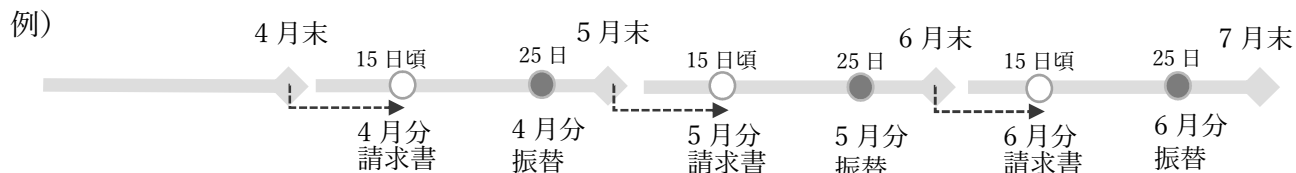
万一の事故に備えて、利用者全員（通年、長期）にスポーツ安全保険に加入していただきます。

※損害賠償を必要とする事故が生じた場合は、児童クラブは加入している損害保険の範囲内でのみ補償します。それ以外の補償は児童クラブでは行いません。

契約保険名		スポーツ安全保険
年間掛金		800 円/児童 1 名につき
対象範囲		団体活動中とその往復中
傷害保険	死亡	3000 万円
	後遺障害 (最高)	4500 万円
	入院日数	4000 円 (1 日～180 日限度)
	通院日額	1500 円 (1 日～30 日限度)
損害賠償	対人・対物 賠償合算 1 事故	5 億円 (対人賠償は 1 人 1 億円)
その他	突然死葬祭費	180 万円

(5) 保育料の徴収について ※「Q ネットエフフクシ」名で振替

保育料の徴収は、原則として口座振替にて徴収します。「預（貯）金口座振替依頼書」を配布しますので、必要事項を記入・押印のうえ、所定の期日までに利用の児童クラブへ提出してください。保育料・おやつ代および開所時間外の費用や個人で直接消費するものの費用は、毎月末を締め日とし、**翌月25日**（銀行休業日の場合は翌営業日）に振替登録した口座より自動振替しますので、残高不足のないようご注意ください。



利用可能金融機関 ※ゆうちょ銀行はご利用いただけません。

	コード	金融機関名		コード	金融機関名
地銀	0177	福岡銀行	信用農業協同組合連合会	8632	福岡市東部農業協同組合
	0178	筑邦銀行		8633	福岡市農業協同組合
	0179	佐賀銀行		8635	糸島農業協同組合
	0181	十八親和銀行		8636	筑紫農業協同組合
	0190	西日本シティ銀行		8645	筑前あさくら農業協同組合
	0582	福岡中央銀行		8653	にじ農業協同組合
	0583	佐賀共栄銀行		8656	みい農業協同組合
	0585	長崎銀行		8660	久留米市農業協同組合
信用金庫	1091	しんきん中金 決済業務部		8664	三潴町農業協同組合
	1901	福岡信用金庫		8667	福岡大城農業協同組合
	1903	福岡ひびき信用金庫		8668	福岡八女農業協同組合
	1908	大牟田柳川信用金庫		8680	柳川農業協同組合
	1909	筑後信用金庫		8689	南筑後農業協同組合
	1910	飯塚信用金庫		8692	北九州農業協同組合
	1913	田川信用金庫		8694	直鞍農業協同組合
	1917	大川信用金庫		8701	福岡嘉穂農業協同組合
	1920	遠賀信用金庫		8715	田川農業協同組合
	1930	唐津信用金庫		8730	福岡京築農業協同組合
	1931	佐賀信用金庫		8740	佐賀市中央農業協同組合
	1932	伊万里信用金庫		8762	佐賀県農業協同組合
	1933	九州ひぜん信用金庫(杵島)	8766	唐津農業協同組合	
	1942	たちばな信用金庫(諫早)	8771	伊万里市農業協同組合	
2990	九州労働金庫	8794	長崎西彼農業協同組合		
県信連	3000	農林中央金庫長崎支店	農林中央金庫	8813	長崎県央農業協同組合
	3040	福岡県信用農業協同組合連合会		8829	島原雲仙農業協同組合
	3041	佐賀県信用農業協同組合連合会		8857	ながさき西海農業協同組合
	3041	佐賀県信用農業協同組合連合会		8893	ごとう農業協同組合
8621	宗像農業協同組合	8905		杵岐市農業協同組合	
8626	粕屋農業協同組合	8906		対馬農業協同組合	

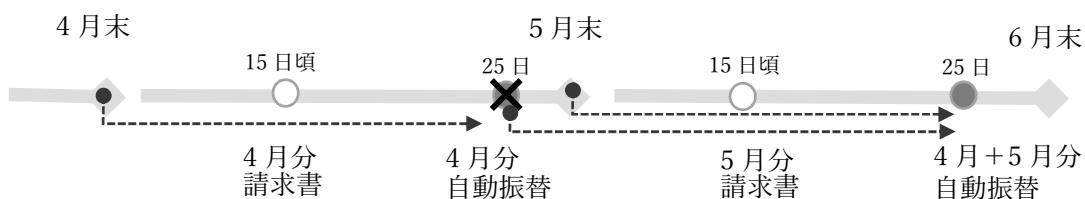
(6) 保育料・おやつ代等が引き落としできない場合の対応について

万一、保育料・おやつ代等が口座振替できなかつた場合、口座振替登録が間に合わなかつた場合の対応は以下のとおりです。トラブルを避けるため、児童クラブの職員は現金の受け取りを行いません。

1ヵ月分

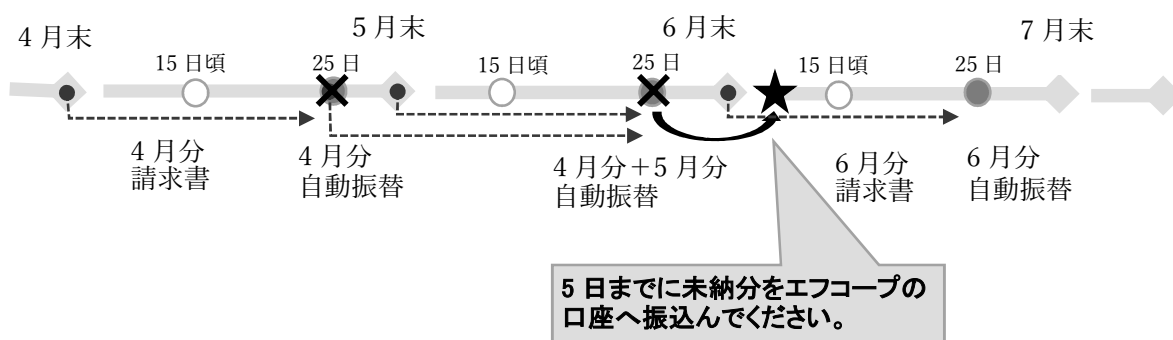
- ・当月に振替分の請求書と併せて前月末納分の督促状が送付されます。
- ・当月分と未納分を合算して、25日（銀行休業日の場合は翌営業日）に自動振替します。

例)



2ヵ月分以上

- ・エフコープより督促のご連絡をします。
- ・2ヵ月分以上の未納分については自動振替口座への請求処理はしません。振替ができなかつた月の翌月5日までに未納額全額をエフコープの指定口座に振り込みにてお支払いください。その際の振込手数料は未納者が負担してください。
- ・前月分の保育料等は原則として25日（銀行休業日の場合は翌営業日）に自動振替します。



※2ヵ月以上の未納者で、その後も正当な理由がなく、かつ、支払いの請求に応じない場合は、児童クラブのご利用をお断りする場合があります。なお、法的手段等により裁判に至った場合には、督促および裁判にかかる一切の費用は未納者の負担となります。

(7) 振込先 (※口座振替ができなかった場合の利用料金等の振込先です。)

【共通】

銀行名	福岡銀行	支店名	博多駅前支店
預金種別	普通	2 4 4 6 1 8 3	口座名義 エフコープセイカツキョウドウクミアイ ダイヒョウリジリジチョウ ツツミシンゴ

※送金人名は必ず「預(貯)金口座振替依頼書」に記入いただいた
口座名義人名(児童名)でお振込みください。

5 利用契約期間について

- 児童クラブの利用契約は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年契約です。
- 「3、利用児童について」の要件に該当しなくなった場合(終了を中止した、育児休業を取得した等の場合)は、「利用中止通知書」をご提出のうえ退所いただきます。

6 登所・帰宅について

- 土曜日や長期休暇時などの登所については、保護者が送ってください。
- 帰宅時は、必ず開所時間内に保護者が迎えに来てください。
- 保護者以外の方が迎えにくる場合は、必ず事前に保護者からご連絡ください。連絡がない場合はお子さんをお渡しできません。
- 利用を予定している日で児童クラブを欠席・早退する場合は、必ず保護者が連絡してください(児童による申し出では欠席・早退できません)。

7 利用承認の取り消しについて

次のいずれかに該当すると認められた場合、クラブの利用承認を取り消す場合があります。

- 入所児童が感染症の疾病に罹患しているとき、また心身の虚弱等により、集団生活に耐えることができないと認められるとき。
- 入所児童の保護者が、虚偽の申請その他不正な手段により利用承認を受けたとき。
- 入所児童の要件を満たさなくなったとき。
- 児童クラブの運営上、支障があると認められるとき。
- 保育料・おやつ代・その他発生した実費負担金の滞納が2カ月連続で発生した場合。

8 配慮を要する児童への対応について

(1) 特別な配慮を必要とする児童について

新規に入所を希望する児童が、特別支援学級に在籍・通級をしている場合（予定含む）、入所審査前後に面接を行う場合があります。

定期的な治療や療育を受けている場合や、特別な支援を必要とする場合は「児童の保育に関する調査書に必ず記載してください。また、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給中の方は、その写しを添付してください。

(2) 病気にかかった場合について

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病にかかった場合、またはその疑いがある児童の利用を制限します。（「登校許可書」等を必要とする伝染病が完治した場合は、児童クラブへもそのコピーを提出してください。）

9 家庭との連絡

(1) 保護者から児童クラブへの連絡

次の場合は、コドモンアプリまたは電話にて保護者より連絡してください。児童の口頭での連絡は認めません。

- 欠席する場合
- 都合で迎えの予定時刻に変更がある場合
- お迎えの方が変更になる場合（事前に氏名、年齢、性別等を連絡してください）。
- 保護者の連絡先が変わった場合は、速やかに児童クラブに連絡してください。

(2) 児童クラブから保護者への連絡

次の場合は児童クラブから保護者の緊急連絡先へ連絡させていただきます。

- 児童が体調を崩している場合
- 児童がケガをした場合
- 事前の連絡がなく、児童が児童クラブへ登所しない場合
- お迎えがいつもと異なる方で事前の連絡がない場合
- その他、支援員が連絡を必要と判断した場合
- 災害発生時および災害が予想される場合

※コドモンアプリについては、判定結果通知の書類に登録方法をご案内しています。

10 持ち物について

- 持ち物にはすべて記名してください。（持ち物は各学童保育所でご確認ください）
- 土曜日・学校振替日・長期休暇時はお弁当を持たせてください。お弁当は冷蔵庫でのお預かりはできません。暑い時期は、保冷材等で傷まないようにご対応ください。また、児童数が多いため、電子レンジでの温め等を行いません。
- 児童クラブには、おこづかい・玩具等、学校へ持って行ってはいけないものや無くなって困るものは持たせないでください。

1 1 災害発生時（地震・風水害等）や学級・学年閉鎖時の対応について

（1）災害発生時（地震・風水害等）の対応について

- 風水害等や感染症等で学校が臨時休校になった場合は、児童クラブは休所となります。
- 一斉下校（短縮授業）等になった場合、児童クラブは原則として14時からの開所となりますが、状況により臨時休所または開所時刻が変更になる場合があります。
- 災害発生等による一斉下校において学校からの安心メールによる「保護者への引き渡し下校」の場合、学童は閉所しますので児童を預かることはできません。学校指定の時間にお迎えにいけない場合は、必ず学校に連絡を入れてください。
- また、通所時間中の災害発生時および災害が予想される時は、直接保護者に児童をお引渡しします。保護者の方が迎えに来られるまでは児童クラブにて保護していますので、速やかに迎えに来てください。
- 災害時は原則として学校の指示に従いますが、状況により一時避難場所に避難して保護者の迎えを待ちます。その場合、児童クラブの入口、玄関等に避難場所を掲示しておきます。
- 災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により、自主的なお迎えをお願いします。児童の安全が確保できない場合は、臨時休所または保育終了時刻を繰り上げる場合もありますのでご了承ください。

※上記のような場合には、原則として児童クラブからコードモンアプリで一斉に保護者にお知らせします。

（2）学級・学年閉鎖時の対応について

- 感染症等で学級・学年閉鎖となった場合、原則として閉鎖期間中の受け入れは行いませんので、不要不急の外出を控えて、ご自宅での見守り保育にご協力ください。
ただし、学級・学年閉鎖が決まった当日に限り受け入れを行います。

1 2 その他

- 各児童クラブの保護者会は、運営者と力をあわせて児童の協同の子育てをするために各種活動を行います。児童クラブを利用される保護者は必ず保護者会に加入してください。
- 入所申し込み後の判定により、入所が認められた児童および保護者の情報は、保護者会の連絡等のために、一部の情報（児童の氏名・学年、保護者氏名と電話番号等）を運営者であるエフコープ生活協同組合と保護者会とで共有します。

1 3 放課後児童クラブ一覧

吉井学童保育所（にこにこクラブ） うきは市吉井町 1076 番地 1	TEL/FAX	0943-76-5425
	携帯電話	080-8372-9382
千年学童保育所（ひまわりクラブ） うきは市吉井町千年 245 番地 1	TEL/FAX	0943-76-5900
	携帯電話	080-1794-8549
江南学童保育所（きらきらルーム） うきは市吉井町八和田 812 番地 2	TEL/FAX	0943-75-5160
	携帯電話	080-1794-8409
大石学童保育所（ラビットクラブ） うきは市浮羽町古川 468 番地 3	TEL/FAX	0943-77-7733
	携帯電話	080-1794-8021

1 4 放課後児童クラブに関する問い合わせ

エフコープ生活協同組合 福祉事業部 福岡県糟屋郡篠栗町中央 1 丁目 8 番 3 号	TEL	092-947-9006
	FAX	092-947-9688
うきは市福祉事務所 保育所係 うきは市吉井町新治 316	TEL	0943-75-4961
	FAX	0943-75-4963

エフコープの保育理念

子どもたちの「自分で考え行動する力」を、
子どもたちの幸せを願う人々と共に育みます。

エフコープは、子どもとその親を取り巻く社会環境をしっかりと見定め、一人の人間として、そして支援員としての専門的な力量をもって保護者や学校、地域の方々と協力し、支え合いながら「子ども一人ひとりを尊重し、大切に育てる保育」と子どもたちが人間として心と身体を豊かに育ていけるように「一人ひとりの子どもの成長発達に寄り添う保育」をめざします。

保育目標

- 自分のことを大切にし、周囲の人を大切にできる子ども
- 生活に見通しをもちながら、自立して行動できる子ども
- 食べもののおいしさを感じ、食べることを楽しみにする子ども
- 熱中して遊びこめる子ども
- 友だちと関わり合い、支え合い、助け合える子ども
- 豊かな感情をもち、自分らしさを表現できる子ども

保育方針

① 安心できる自分の居場所とする

私たちは、子どもたちが放課後児童クラブの仲間との生活や遊びを通して、ありのままの自分であること、自分が愛され認められていることを感じられる保育に努めます。そのことで、子どもたちの自己肯定感を高め、新しいことへのチャレンジを促すとともに、放課後児童クラブが自分の「居場所」として安心できる場になるようにします。

② 見通しを持ち自立して生活する

私たちは、子どもたちとの生活を通して、「見通しを持って計画、実行していく力」「健康について考える力」「身の回りのことを自分でできる力」といった生活習慣を身につけ、大人になった時に自分自身で生きていく力を育むことをめざします。

③ 食べることを楽しみ、食に対する関心を育てる

私たちは食の安心・安全に取り組む生協として、放課後児童クラブのおやつには栄養価や添加物、アレルギーに配慮したものを提供します。また同時に子どもたちの食べものへの関心を高め、食べる時のマナーや習慣を身につけつつ、楽しい雰囲気の中で食べることを大切にします。

④ 頭も身体もたっぷり使い、創り出す力を育てる

私たちは、子どもたちが仲間と一緒に頭も全身もたっぷり使って遊びこむ中で、遊びを創り出す楽しさや仲間との関係から自己を客観視し、コントロールする力を育みます。

⑤ 人と関わり合いながら、互いに認め合い・競い合い・助け合い・支え合う

私たちは学童期の日々の生活や遊びの中で時に遊んだり、ケンカしたりする中で他者との付き合い方や距離の置き方を学ぶと考えます。その中で「互いを認め合い」、「競い合っ
て互いを高め合い」、「できないことは助け合い」、「弱いところは支え合う」関係を築いていけるようにしていきます。

⑥ 命を大切にし、自分の思いを伝えられる

私たちは、日常的な関わり合いや学習等を通し、命を尊ぶこと、人を尊重すること、「自分はこう思う」と自らの思いを相手に伝える力を育みます。

⑦ 保護者とともに「協同の子育て」をすすめる

私たちは放課後児童クラブを単に子どもを預ける施設としてではなく、地域での子育てを親同士が協力し合って進める場であると考えています。保護者や支援員とともに運営者であるエフコープはともに共同して子育て支援の事業を進めることをめざします。

⑧ 学校との連携

それぞれで予定されている行事や子どもたちの様子等について学校と放課後児童クラブとで連携を図ります。特に特別支援学級に通うしょうがい児や発達しょうがい児等、特別な支援を要する児童については担当教員との日常的な関係づくりを図ります。

⑨ 地域との連携

子どもたちは地域の様々な人に見守られ、関わることで成長していきます。私たちは、働く親を支え、子どもに関わっていく大人たちと手をつなぎ合っ
て、ともに子どもたちの育ちを見守ります。特に地域の民生委員や主任児童委員との連携や交流を図るとともに、うきは市との包括連携協定により広がったネットワークを活かし、子どもたちが地域をよく知り、地元愛を育むよう努めます。

学童保育の1日の流れ（例）

【平日】

学校終了	登所 出欠確認、うがい、手洗い、消毒、健康観察
14：30～16：30	着替え、宿題、遊び活動、おやつ
16：30～18：30	遊び活動（外遊び、室内遊び等）
18：30	帰宅、閉所

【1日開所】（土曜日・長期学校休業日）

7：30～9：00	登所 出欠確認、うがい、手洗い、消毒、健康観察
7：30～12：00	学習、自由活動、遊び活動（外遊び、室内遊び等）
12：00～14：00	昼食、休憩
14：00～16：30	遊び活動、おやつ
16：30～18：30	遊び活動（外遊び、室内遊び等）
18：30	帰宅、閉所

※上記は一例です。状況によって変わることがあります。